

第4章 災害廃棄物に関する施策の方針

1. 基本的な考え方と取組方針

(1) 施策の基本的な考え方

平成23年3月に発生した東日本大震災における災害廃棄物の処理の経験から、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、平時からの備えが重要なことが明らかになりました。

災害廃棄物の処理主体である市町村は、迅速に災害廃棄物の処理を進めることができるよう、市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、施設の耐震化や仮置場候補地の選定など、平常時からの備えの強化に取り組む必要があります。一方で、市町村が処理できないほど膨大な災害廃棄物が発生した場合には、広域的に処理を行うなど、県による支援が必要となる場合も想定されます。

県は、市町村と協力して、平常時からの備えを強化するとともに、災害発生時には、迅速に災害廃棄物処理の支援を行います。

(2) 取組方針

県内で想定される大規模災害時の災害廃棄物発生量を推計し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することを目的として、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画を踏まえ、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援など、平常時における市町村の災害廃棄物対策の取組みを支援します。

また、災害発生時には、国、隣接県、市町村や関係団体と連携して、市町村に対する支援体制を迅速に構築できるよう、平常時から体制の整備を進めます。

こうした県の責務を果たすため、次の方針により施策を推進します。

生活環境の保全

○災害廃棄物対策の推進

「岐阜県災害廃棄物処理計画」に基づき、県及び県内市町村における平常時からの備えを強化します。また、災害発生時には、国、隣接県、県内市町村、関係団体と連携して、早期に支援体制を構築します。

2. 災害廃棄物の処理体制の確保

(1) 市町村における体制

水害、地震等による災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生し混乱が想定されることから、排出される廃棄物の迅速かつ適正な処理が行われるよう処理体制を整備する必要があります。このため、市町村は、災害廃棄物の処理主体として、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「県災害廃棄物処理計画」に基づき「市町村災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正処理体制を整備するとともに、近隣市町村との連携・協力体制の確保に努めます。

(2) 県における体制

県は、市町村等の職員を対象とする研修・訓練の開催等を通じて、岐阜県災害廃棄物処理計画の実効性を高めます。加えて、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会への参画等を通じて、平常時から、隣接県等との連携の強化を図ります。

また、災害発生時には被災市町村からの応援要請に基づき、県内市町村、隣接県等による広域的な支援体制の確立、産業廃棄物処理施設の活用に向けた調整を行います。関係団体に対しても、災害廃棄物の撤去等に使用可能な特殊重機等の確保に関する情報の提供を受け、災害時におけるごみやし尿の迅速な処理に向けた応援を要請します。